様式第七号（第十条の二関係）

神奈川県指令　資循第４０９１６号　　許可番号　０１４００１７５２５１

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　大阪府大阪市北区本庄西三丁目２番２０号

氏　　名　　株式会社ハニー・ビー

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　松本　憲信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和７年１２月１７日
（初回許可年月日　平成２７年１１月１８日）
許可の有効年月日　　令和１２年１１月１７日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
※１：石綿含有産業廃棄物を含む。
※２：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３：水銀含有ばいじん等を含む。
（注１）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和７年１２月１７日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

許　可　指　令　書

神奈川県指令　　資循第４０９１６号
大阪府大阪市北区本庄西三丁目２番２０号

株式会社ハニー・ビー
代表取締役　松本　憲信

令和　７　年１０月　３　日付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項の規定に基づき、令和　３　年　１　月２７日付け神奈川県指令資循第４０８５３号による許可を、別添の産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり更新して許可します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内となります。

令和　７　年１２月１７日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治